

宮崎県口蹄疫被害に関する立法提言

2011年（平成23年）2月18日

日本弁護士連合会

第1 提言の趣旨

当連合会は、宮崎県口蹄疫被害について、次のとおり家畜伝染病予防法の改正を含め立法提言を行う。

口蹄疫は、法定伝染病であり、国が責任をもって防疫、まん延防止、発生源等の調査、補償、再発防止等ウィルス災害からの復興支援を行うべきである。

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針について、今回の反省と教訓を踏まえて早急に見直すとともに、必要な事項については法制化も含めて検討すべきである。

1 防疫体制について

- (1) 国外から口蹄疫ウィルスが侵入するのを防ぐため、空港等において効果的な水際対策を整備すべきである。
- (2) 口蹄疫発生後の防疫の対応の体制は、国、県、市町村の役割分担を明確にして、国または県の現地対策本部に一元的に指揮命令系統を帰属させるべきである。

2 調査

- (1) 家畜防疫員が立入検査等できるよう口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に具体的に明示し、一定の場合に限って強制的な立入権限を付与すべきである。
- (2) 感染源及び感染経路の究明のための調査は、発生直後から行い、一定の場合に限り、証拠保全等を含む調査権限を付与すべきである。

3 まん延防止

- (1) まん延防止の措置を実施するため、民間の獣医師を家畜防疫員に就任させる等して人員を確保すべきである。
- (2) 殺処分した家畜の埋却地の確保や支援の措置を講ずる規定を置くべきである。
- (3) ワクチン接種や殺処分については、まん延の状況に応じて効果的で望ましい方法を選択できるように規定の整備をすべきである。
- (4) 感染拡大時の個人情報保護法の不適切な運用について再発防止策を講ずるべきである。

4 補償

- (1) 原則として損失の全額（非課税）が填補されるべきである。
- (2) 手当金の評価額等を含む補償措置に対し，異議の申立て手続を設けるべきである。
- (3) 助成等の措置の対象者を，風評その他で被害を受けた他の産業の従事者に拡げるべきである。
- (4) 預託農家等の新しい畜産形態に対応した補償の方法を検討すべきである。
- (5) 県有の種牛と民間種牛の取扱いの差について，公正さを担保するよう制度上の工夫を講ずるべきである。
- (6) 地域再生の措置として，基金のみならず財政上，税制上の措置も講ずべきである。

5 心のケア

家畜を殺処分した畜産農家や，殺処分に従事した者の心のケアのための支援策を講ずるべきである。

6 再発防止

口蹄疫対策特別措置法の恒久化の検討の場を速やかに設置し，検討メンバーに，宮崎県の畜産業者，隣接業者などの当事者を加えるべきである。

第2 提言の理由

1 はじめに

当連合会は，2010年4月20日に発症が確認された口蹄疫被害発生に対して，同年8月9日，10日に宮崎県の第1次視察を実施し，同年8月19日に宮崎県口蹄疫災害対策本部（本部長宇都宮健児）を設置，本年1月10日，11日に本部長等が第2次視察を実施した。口蹄疫問題は未だ解決しておらず，支援の途に着いたばかりである。当連合会は，被災地の被害状況や被災者の意見，行政の施策や意見等を踏まえ，次のとおり立法及び施策の提言を行う。

2 防疫の体制について

(1) 入国時の防疫体制について

家畜伝染病予防法（以下「法」という。）及び口蹄疫対策特別措置法（以下「特措法」という。）では，入国時の防疫体制について特別の規定はない。しかし，韓国，中国等の近隣国で口蹄疫がまん延しており国際交流が活発化している現状では，入国時の防疫体制を整備することが再発防止のために不可欠である。そして，オーストラリア，ニュージーランド等の畜産国では，国において入国時に厳重な防疫体制を整備し，効果を上げているといわれている。また，今回，口蹄疫被害を受けた多くの畜産農家は再発に対する不安が

ら事業の再開をためらっている。そこで、外国からの口蹄疫ウィルスの侵入を防止するために、空港等の入国時の防疫体制を整備するべきである。

(2) 国と自治体との役割分担について

今回の口蹄疫被害において、国、県、市町の現地災害対策本部が分立して、権限関係や指揮系統が混乱し、迅速・効果的な防疫対策をとることが困難であった。そこで、国と自治体の役割分担を法律上明確にし、指揮系統は国または県の現地対策本部に一元的に帰属させるべきである。そして、権限は、口蹄疫が複数の県に広がる可能性があること、警察や自衛隊との連携が必要であること、感染防止の目的が国家防疫にあること、中央官庁との連絡は迅速・弾力的な防疫を妨げることから、国の現地対策本部に持たせることが望ましい。ただし、復興の段階においては、畜産家や地域が主体であり、また、緊急性を有しないことや地方自治の観点から、県や市町が主体的な権限を有すべきである。

3 調査

(1) 事前調査

農林水産省では、2010年4月26日に口蹄疫疫学調査チームを設置した。

同チームは、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」¹に基づいて設置された組織であり、今回の口蹄疫の感染要因を分析するため、検査結果や現地調査で得られたデータに基づいて疫学調査を進めている²。

「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」は、法第3条の2³に基づ

¹ 2004年12月1日農林水産大臣公表。農林水産省のホームページにおいて公表されている。(http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_bousi/index.html)

² 同指針の第2の8「感染源及び感染経路の究明」の項には、次のような指針が示されている。「本病の感染源及び感染経路を究明し、発生予防に資するため、都道府県畜産主務課は、動物衛生課と連携し、動物衛生研究所等の協力を得て、4及び6の調査及び検査結果を基礎とし、家畜、人及び車両の移動、飼料の利用、物品の移動、渡り鳥等の野生動物との接触の可能性、気象条件等を網羅的に調査する。農林水産省は、これらの調査の結果に基づき、専門家からの助言を踏まえ、感染源及び感染経路の究明に努める。」

³ 法第3条の2「農林水産大臣は、家畜伝染病のうち、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、検査、消毒、家畜等の移動の制限その他当該家畜伝染病に応じて必要となる措置を総合的に実施するための指針（以下この条において「特定家畜伝染病防疫指針」という。）を作成し、公表するものとする。

2 都道府県知事及び市町村長は、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、この法律の規定による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとする。

いて作成・公表をするものとされているが、法的な位置付けはあくまでも「指針」すなわちマニュアル的な存在に過ぎない。また、農林水産省に設置された口蹄疫疫学調査チームは、現地で収集された検査・調査結果に基づいて専門的な検討を行うものであり、具体的な調査権限が付与されているものでもない。あくまでも現地における検査・調査が十分に行われ、現地関係者の協力が得られることが前提とされている。

そのため、現地における検査ないし調査がどのような法的権限に基づいて行われているかを確認しておく必要がある。

法は、第5条第1項⁴において、都道府県知事は、事業者に対して、家畜防疫員による検査を受けることを命じることができるとしているほか、法第31条⁵において、まん延防止のために必要があるときに、家畜防疫員に家畜の検査等を行わせることができるものとしている。

そして、法第51条第1項⁶では立入検査等について、家畜防疫官又は家畜防疫員に対し、家畜の伝染性疾病を予防するため必要があるときには、立入り検査や、質問権等を付与している。

しかし、法第51条第2項⁷では、これら立入検査権等は、犯罪捜査とは異なることをはっきりと明記している。このことから明らかなように、

3 農林水産大臣は、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。」

⁴ 法第5条第1項「都道府県知事は、農林水産省令の定めるところにより、家畜又はその死体の所有者に対し、家畜又はその死体について、家畜伝染病又は届出伝染病（以下「監視伝染病」と総称する。）の発生を予防し、又はその発生を予察するため必要があるときは、その発生の状況及び動向（第4項において「発生の状況等」という。）を把握するための家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずることができる。」

⁵ 法第31条「都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、家畜防疫員に、農林水産省令で定める方法により家畜の検査、注射、薬浴又は投薬を行わせることができる。

2 前項の検査、注射、薬浴又は投薬には、第7条及び第8条の規定を準用する。」

⁶ 法第51条第1項「家畜防疫官又は家畜防疫員は、家畜の伝染性疾病を予防するため必要があるときは、競馬場、家畜市場、家畜共進会場等家畜の集合する場所、畜舎、化製場若しくは死亡獣畜取扱場、と畜場、倉庫、船舶、車両、航空機又は家畜の伝染性疾病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがあるその他の場所に立ち入つて動物その他の物を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な限度において、動物の血液、乳汁等採取し、若しくは動物の死体その他の物を集取することができる。」

⁷ 法第51条第2項「前項の規定による立入検査、質問、採取又は集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。」

家畜防疫員等には強制的な検査権限が認められているものではない。特措法においても、特に検査権限を強化する規定は設けられていない。検査に強制力がないことから、口蹄疫発生 of 具体的な疑いがあっても、十分な検査を実施することができなかつた可能性があり、それは引いては疫学調査の遅れや、検討結果への信頼性の低下につながるおそれもある。

そこで、積極的に家畜防疫員に立入検査等を行い得るように、立入検査すべき場合を指針等で具体的に明示すべきである。その上で、感染の疑いが濃厚であるのに不当に立入検査を拒絶する等の一定の場合に限って、家畜防疫員等に対し強制的な立入権限を付与すべきである。もちろん、強制権の行使は、対象者の人権を制限することになるので、要件は厳格にした上で、しかるべき手続保障がなされるべきである。

(2) 感染ルートの調査

口蹄疫が発生した後に、感染ルートを特定する調査も再発防止をする上で、極めて重要である。

この事後的調査については、前記指針に「感染源及び感染経路の究明」の項が設けられているにとどまり、法には調査研究についての規定がない。特措法では、第15条⁸において「口蹄疫の感染経路及びそのまん延の原因の究明、口蹄疫の予防及びまん延の防止のための研究開発の推進」等の措置を講ずるよう努力規定を置いているが、具体的な調査権限は何ら付与していない。

今回の口蹄疫被害について見ても、現時点においても、感染ルートを特定するに至っておらず、その原因は調査開始が遅れて証拠の保全がなされなかつたこと、前記と同様、調査権限に限界があつたことによるものと思われる。そこで、事後的調査については、発生直後から調査を開始し、また証拠保全を含む強制的な調査権限を付与すべきである。これは防疫措置と併行して行われるべきであり、緊急性を要することは防疫措置と異なることはない。口蹄疫疫学調査チームの中間的整理⁹でも、感染源及び感染経路の徹底的な

⁸ 特措法第15条「国及び都道府県は、平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫の感染経路及びそのまん延の原因の究明、口蹄疫の予防及びまん延の防止のための研究開発の推進及びその成果の普及並びに調査研究の体制の整備、口蹄疫に係る検査体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

⁹ 農林水産省が公表している「口蹄疫の疫学調査に係る中間的整理」(2010年8月25日公表)では、今後の防疫対策への提言として「感染源及び感染経路の徹底的な究明は、防疫措置と併行し、発生直後から詳細な疫学調査を行うこと。」を挙げている

究明は発生直後から詳細な疫学調査を行うこととされている。

3 まん延防止

(1) 家畜防疫員

特措法第10条は、「都道府県知事は当該地域内における家畜伝染病に関する知識経験を有する人材の活用を図ることにより、口蹄疫のまん延を防止するための施策を実施するために必要な家畜防疫員を確保するよう努めるものとする。」と定める。

しかし、今回の口蹄疫被害では、県の職員のみが家畜防疫員に任命され、人員が不足したため殺処分が遅滞した。さらに、日常デスクワークに従事し注射等に不慣れな職員らによる殺処分のために、さらに遅滞が進み、日常家畜に接している民間獣医はボランティアとして無償でしか防疫に参加できなかったといわれている。そこで、都道府県知事は、特措法第10条の趣旨に従って、家畜防疫員に県職員だけでなく民間の獣医も積極的に家畜防疫員に任命して人員を確保すべきである。

(2) 法は、口蹄疫の患畜又は疑似患畜については、第16条第1項¹⁰において、家畜の所有者に対し、直ちにと殺する義務を課している。さらに、法は、第21条第1項本文¹¹において、と殺等によって死体となった患畜の所有者に

(http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/pdf/100825_1-01.pdf)

¹⁰ 法第16条第1項「次に掲げる家畜の所有者は、家畜防疫員の指示に従い、直ちに当該家畜を殺さなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合には、この限りでない。

牛疫、牛肺疫、口蹄疫又はアフリカ豚コレラの患畜
牛疫、口蹄疫又はアフリカ豚コレラの疑似患畜」

¹¹ 法第21条「次に掲げる患畜又は疑似患畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。ただし、病性鑑定又は学術研究の用に供するため都道府県知事の許可を受けた場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ又はニューカッツル病の患者又は疑似患畜の死体

流行性脳炎、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血又は家きんサルモネラ感染症の患畜又は疑似患畜の死体（と畜場において殺したものを除く。）

2 前項の死体は、同項ただし書の場合を除き、同項の指示があるまでは、当該死体を焼却し、又は埋却してはならない。

3 第1項の規定により焼却し、又は埋却しなければならない死体は、家畜防疫員の許可を受けなければ、他の場所に移し、損傷し、又は解体してはならない。

4 家畜防疫員は、第1項ただし書の場合を除き、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、同項の患畜又は疑似患畜の死体について、同項の指示に代えて、

対し、当該死体の焼却又は埋却の義務を課している。これら法の文言には直接の規定はないが、条文解釈に基づく運用として、自己所有地内に殺処分した患畜を埋却するものとしている。さらに、今回の例では、埋却にあたって隣接地所有者の同意を得る条件を課したケースもあった。

しかし、現代畜産業の大規模化に鑑みると、そもそも焼却は困難である上、自用地内に殺処分した患畜を埋却することも極めて困難である。今回の口蹄疫被害では、埋却地の確保が難しかったため、殺処分が遅れ、まん延に歯止めを掛けることができなかった。さらに、今回は、埋却にあたって隣接地所有者の同意を得る条件を課す等無用に要件を加重したため、まん延が拡大する結果となった。

特措法では、第5条¹²において、患畜又は疑似患畜の死体の焼却又は埋却の支援の規定を置き、国が土地の確保や、埋却のために必要な作業に従事する者の派遣その他の必要な措置を講ずるものとしているが、このような措置は恒久化されるべきである。さらに進んで、埋却処分については、単に支援に止まるのではなく、国ないし自治体に一定の権限と責務を付与することも検討されるべきである。また、埋却にあたっては、前記の隣接地所有者の同意を得る条件を課す等の無用の条件を付さないようにするべきである。

(3) ワクチン接種及び殺処分の選択

まん延防止のために患畜または疑似患畜以外の殺処分について、法はこれ

自らこれを焼却し、又は埋却することができる。

5 伝達性海綿状脳症の患畜又は疑似患畜の死体の所有者に対する前各項の規定の適用については、これらの規定中「焼却し、又は埋却」とあるのは、「焼却」とする。」

¹² 特措法第5条「農林水産大臣が口蹄疫のまん延を防止するために患畜又は疑似患畜の死体の焼却又は埋却の支援を行う必要がある地域として指定する地域内に存する患畜又は疑似患畜の死体の所有者は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第21条第1項の規定にかかわらず、当該死体を焼却し、又は埋却することが困難な場合には、家畜防疫員に対し、これらの死体の焼却又は埋却を求めることができる。

2 家畜防疫員は、前項の規定による求めがあったときは、当該求めのあった死体を焼却し、又は埋却するものとする。

3 国は、前項又は法第21条第4項の規定により家畜防疫員が行う患畜又は疑似患畜の死体の焼却又は埋却の円滑な実施に資するため、埋却の用に供する土地の確保、埋却のために必要な作業に従事する者の派遣その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 第1項の指定に係る地域をその区域に含む地方公共団体は、第2項又は法第21条第4項の規定により家畜防疫員が行う患畜又は疑似患畜の死体の焼却又は埋却の円滑な実施に資するため、埋却の用に供する土地の確保、埋却のために必要な作業に従事する者の確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 第1項の指定については、前条第5項から第8項までの規定を準用する。」

を認めていない。しかし、大規模畜産農場では一気に感染が拡がり、口蹄疫がまん延するおそれが高いことから、これでは十分かつ効果的な封じ込めの措置ができない。

そこで、特措法第6条¹³では、法が規定する措置（ワクチン接種を含む。）だけでは口蹄疫のまん延の防止が困難であり、かつ、急速かつ広範囲にわたる口蹄疫のまん延を防止するためやむを得ない必要があるときは、地域指定をした上で殺処分の勧告等ができるものと定め、一定の場合には全頭殺処分を可能とした。

もっとも、口蹄疫のまん延それ自体は、ワクチン接種で防止できる。日本が「ワクチン非接種清浄国」のステータスを維持するために¹⁴、ワクチン接種と殺処分が併用されているものである。国際的な畜産業の安全ステータスを維持するためにかかる措置をとるのであれば、その政策目的を率直に明示するとともに、今回の口蹄疫被害でとられたワクチン接種家畜と感染家畜を全頭殺処分する方法だけでなく、マーカーワクチン接種後に感染家畜のみを殺処分する方法も選択できるように、規定を整備すべきである。後者の方法は、埋設地や家畜防疫員の確保、補償額や経済的損失の低減に資するだけでなく、何よりも、動物の無用な殺傷を防止するとともに、畜産農家や殺処分従事者が受ける精神的ダメージを低減させることができることから、望ましい方法と考えられる。

(4) 個人情報

感染拡大時に、個人情報保護法の不適切な運用により感染源である畜産農家の情報の開示が全くなされなかったことから、各畜産農家において適切な防疫措置を行うことができず、感染が拡大したといわれている。プライバシーも尊重しつつ、緊急時の防疫措置の重要性を認識して、十分に検証して再

¹³ 特措法第6条第1項「都道府県知事は、法第3章に規定する措置だけでは口蹄疫のまん延の防止が困難であり、かつ、急速かつ広範囲にわたる口蹄疫のまん延を防止するためやむを得ない必要があるときは、農林水産大臣が口蹄疫のまん延を防止するために患畜等以外の家畜の殺処分を行う必要がある地域として指定する地域内において都道府県知事が指定する家畜（患畜及び疑似患畜を除く。）を所有する者に、期限を定めて当該家畜を殺すべきことを勧告することができる。」

¹⁴ 国際獣疫事務局（OIE，別名世界動物保健機関）は、1996年（平成8年）から口蹄疫の安全ステータスの公式認定を開始し、日本は「ワクチン非接種清浄国」に認定されていたが、今回の口蹄疫発生により「非清浄国」と認定され、牛肉の輸出が一部停止された。現在、清浄国に回復した（2011年2月5日農林水産省公表、http://www.maff.go.jp/j/press/syoutan/douei/110205_1.html）。

発防止策を講ずるべきである。

4 補償

(1) 全額補償

口蹄疫により殺処分された患畜又は疑似患畜については、手当金が支給されることとされている。法第58条¹⁵では、手当金の額を、患畜については評価額の3分の1、疑似患畜については評価額の5分の4としている。

しかし、口蹄疫のまん延防止は、国民の生命健康のためだけではなく、安全な家畜産業を保全して国際獣疫事務局（OIE）における「ワクチン非接種清浄国」公式認定のステータスを維持するという高度に政策的な目的に基づくものであり、かかる公共目的のために財産の喪失を甘受する以上、財産権保障の観点から十分な補償がなされてしかるべきである。同条第1項ただし書にも留保が付されていることに鑑み、原則として損失の全額が填補されるべきである（憲法第29条）。

損失の填補がなされるかどうかは明確でなかったために殺処分を躊躇した畜産農家もあったとのことであり、速やかなまん延防止措置を講ずるためにも、全額填補が望ましい。この点、特措法第18条第1項¹⁶では、手当金の額について「(法第58条の)手当金の交付のほか、必要な財政上の措置を講ずる」などと抽象的文言で規定しているが、端的に全額填補とすべきである。

¹⁵ 法第58条第1項「国は、次に掲げる動物又は物品の所有者（第17条の規定により殺すべき旨を命ぜられた家畜については、その命令のあつた時における当該家畜の所有者）に対し、それぞれ当該各号に定める額（当該動物の死体が利用価値を有する場合には、その評価額を当該各号に定める額から差し引いて得た額）を手当金として交付する。ただし、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかつた者その他の農林水産省令で定める者に対しては、この限りでない。

第16条又は第17条の規定により殺された患畜（次号に該当するものを除く。）にあつては、患畜となる前における当該家畜の評価額（その額が、家畜の種類ごとに、標準的な資質を有する家畜の売買取引において通常成立すると認められる取引価額を下らない範囲内において政令で定める額を超えときは、当該政令で定める額とする。）の3分の1

（2号略）

第16条、第17条又は第20条第1項の規定により殺された疑似患畜にあつては、疑似患畜となる前における当該家畜の評価額の5分の4

（以下略）」

¹⁶ 特措法第18条第1項「国は、法第16条の規定による患畜又は疑似患畜であつて平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に係るものとの殺の適切かつ確実な実施に資するとともに、当該患畜又は疑似患畜の所有者の経済的な支援に資するため、法第58条の規定による手当金の交付のほか、必要な財政上の措置を講ずるものとする。」

また、今回は、特措法第27条¹⁷に基づき、手当金について非課税とする措置が取られたが、措置が講ぜられるまでに口蹄疫発生から約半年を要し、その間、畜産農家が不安定な地位に置かれた経過があることから、非課税を原則とする旨をあらかじめ法文上明記しておくのが望ましい。

(2) 異議手続

前記手当金は、評価額を前提としているが、この評価は、都道府県知事が3人以上の評価人の意見を聞いた上で、農林水産大臣に意見を具申して、農林水産大臣が決定するものとされている（法第58条第3項、第4項¹⁸）。

この評価額の決定については、上記の手続が定められているものの、直接の利害関係人である所有者らの意見を反映する手続がない。今回の口蹄疫被害は、スーパー種牛など特別の市場価値がある牛等もあり、大臣決定に絶対に誤りがないと言えない以上、財産権保障の観点から、何らかの手続の正当性担保の仕組みが必要である。具体的には、評価額等を含む補償措置に対する異議の申立て手続を設けるべきである。

(3) 隣接業者等への支援

特措法第22条¹⁹は、家畜業者のみならず隣接業者に対しても事業再生の支援をするものとしている。しかし、現実の被害は、同法文に列挙された事業にとどまらず、さらに広範囲、多職種に及んでいる。営業の礎を失った者、労働の場を喪失した者、自己実現の機会を喪失した者など、現地における影響は甚大である。

そこで、助成等の措置が受けられる者の範囲を、風評その他で被害を受け

¹⁷ 特措法第27条「国及び地方公共団体は、平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延が牛、豚等の家畜の所有者に与える影響に配慮し、必要な税制上の措置を講ずるものとする。」

¹⁸ 法第58条第3項「農林水産大臣は、第1項に掲げる動物、死体、胎児又は物品の評価額を決定するには、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。」
同4項「都道府県知事は、農林水産大臣に前項の意見を具申するには、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ選定した3人以上の評価人の意見をきかなければならない。」

¹⁹ 特措法第22条「国は、平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延により経営及び生活が不安定になっている牛、豚等の家畜の生産者、食肉、牛乳又は乳製品、畜産用資材等に係る製造、加工、流通、販売、運送等の事業を行う者等の事業の再建その他の経営の安定及びその生活の安定を図るため、当該者に対し事業の再建等に必要な資金の無利子の貸付け、当該事業に係る施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他の必要な措置を講ずるものとする。」

た他の産業の従事者に広く広げるべきである。そうすることが、特措法第23条の目的である地域再生の支援にもつながることとなる。

(4) 預託農家

法は1951年制定の法律であり、現代の預託農家等の新しい畜産農家の実情に適合していないと言われている。そこで、預託農家等の経営の再開を支援するために、損失補償の支払い方法等について検討すべきである。

(5) 今回、まん延地域内で全頭殺処分がなされたのに対し、県有の種牛の一部は特例措置で殺処分を免れた。種牛の存在の公共性を重視した措置であり高度の政策的判断に基づくものと言えるが、民間種牛の取扱いとの差は不公平感があったことも否定できない。また、この措置については、国と県の方針の食い違いも影響していると指摘されている。

特例措置の公正さを担保するため、あらかじめ公共性の高い種牛等について特例基準を設け、その特例措置は公私を問わず適用するなどして、後に疑義が残らないように制度上の工夫を講ずるべきである。

(6) 基金

特措法第23条²⁰は、地域再生のための支援を行うこととしているが、その財源について「基金の設置その他の必要な措置を講ずる」としているに止まっている。現実には、基金については地方債を原資に1000億円規模のものと国費30億円が創設されるものとしているが、文言上は、国又は自治体が自らの責任において支援策を講ずることとしていない。地域再生は公の責務というべきものであり、憲法上の公共の福祉に適うものであるから、基金のみにとどまらず、端的に財政上、税制上の措置も講ずるものとすべきである。

5 心のケア

わが国の畜産農家は小規模であり家畜は産業の手段と言うより家族同然の存在であることから殺処分による畜産農家の心の打撃は大きく、これに殺処分によって事業ができなくなったことによる喪失感が加わり、精神的被害は甚大である。また、29万頭にのぼる多数の殺処分に従事した自治体職員や獣医師の心の打撃も大きなものである。J A(農業協同組合)、宮崎県弁護士会、川南町・

²⁰ 特措法第23条「国及び地方公共団体は、前条に定める措置のほか、平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延が地域経済に重大な影響を及ぼしている状況にかんがみ、地域経済の再建及びその活性化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置を積極的に実施することができるよう、これらの措置に必要な費用に充てるための基金の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。」

都農町及びNPOの協力で設置運営する「尾鈴ふれあいの場所」は、今回の口蹄疫被害における心のケアのために設置された画期的な施設であり高く評価すべきである。さらに被災者、殺処分従事者等に対する心のケアのための措置を充実すべきである。

6 再発防止

特措法附則第6条で、「政府は、最近における畜産及び酪農の経営の実態、この法律及び法の施行の状況等を踏まえ、平成24年3月31日までの間に、効果的な家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止の在り方、家畜伝染病にかかっている家畜等が大量に発生した場合における適切な埋却場所の確保に必要な法制度の整備等について検討を行い、その結果に基づき、法の抜本的な見直しを含め、所要の措置を講ずるものとする。」と定めているが、この特措法の恒久化を第一として、速やかに検討の場を設置すべきである。

その検討メンバーには、宮崎県の畜産業者、隣接業者などの当事者を加え、今回の被害地の意見を十分に斟酌すべきである。

口蹄疫にかかる特定家畜伝染病防疫指針について、今回の反省と教訓を踏まえて早急に見直すとともに、必要な事項については法制化も含めて検討すべきである。